

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮
した契約の締結実績の概要

令和6年5月17日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定、令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に係る契約、⑦建築物の改修に係る契約、⑧産業廃棄物の処理に係る契約のうち、⑦建築物の改修に係る契約2件について環境配慮契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための当機構における体制としては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めこの基本方針に基づき設置された「情報・システム研究機構グリーン調達連絡会議」を活用することとしている。
- 当機構の各研究所に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。